

更なる入札不調対策について

発注量の増加等に伴い、不調件数が増加傾向にあることから、更なる入札不調対策を実施する。

適用時期

「契約手続き期間の延長」は、平成26年1月以降に契約する工事
それ以外は、平成26年1月以降に公告、指名する工事

1 落札者決定及び契約手続き期間

①一般競争入札における一者入札

現 状	変 更
一般競争入札の一者入札：取り止め (再度公告で1者の場合は有効)	一般競争入札の一者入札： <u>原則有効</u> ※大規模工事等は除く

②指名競争入札における一者入札

現 状	変 更
指名競争入札の一者入札：取り止め	指名競争入札の一者入札： <u>原則取り止め</u>

③契約手続き期間

現 状	変 更
落札決定通知日より、7日以内に契約締結	7日を <u>最大14日</u> まで延伸 ※やむを得ないと認める場合(理由書提出)

2 技術者・現場代理人の配置要件 (当面の運用)

①現場代理人の兼務件数<全工事>

現 状	変 更
相互の距離：旧同一市町村内 件数：2件まで 金額：2.5千万円未満 対象工事：県工事	相互の距離：旧同一市町村内 件数： <u>3件</u> まで 金額：2.5千万円未満 対象工事： <u>全工事</u>

②専任が必要な主任技術者の兼任要件<鋼構造物工事> ※監理技術者を除く

現 状 (当面の運用H25.3以降)	追 加
<建設工事の種類全て> 相互の距離：5km以内(自動車経路) 件数：2件まで 金額：計5千万円未満(建築一式1億円) 対象工事：県工事	<鋼構造物工事同士のみ> 相互の距離： <u>各庁舎管内</u> 件数：2件まで 金額： <u>制限なし</u> 対象工事： <u>全工事</u> ※県工事以外は、相互に調整を要する工事に限る

③鋼構造物維持修繕工事における技術者の雇用条件 ※直接雇用関係は必要

現 状	追 加
<建設工事の種類全て> 入札参加資格 3ヶ月以上の雇用 総合評価の加点 1年以上の雇用	<鋼構造物修繕工事のみ> 入札参加資格 <u>雇用期間は問わない</u> 総合評価の加点 <u>1年以上の雇用</u>

※専任の主任技術者が兼務する工事における工事品質の確保 (三者会議の活用)

現 状	追 加
一億円以上の土木工事。橋梁、トンネル等で試行。	専任の技術者が兼務する工事

「三者会議」：発注者と受注者と設計者が一堂に会し、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ること。